教育・保育給付認定及び保育施設等利用申込に係る確認・同意書

下記項目の内容を確認のうえ、非該当の場合でも承諾欄にチェックをしてください。

NO	項目	承諾欄
1	市は、教育・保育給付認定に必要な保護者、および同居世帯の課税状況等について調査し、その情報に基づき決定した副食費免除や延長保育料免除について、保育施設等に対して提示します。	□
2	保護者が非課税の場合、同居の方の所得を含めて副食費免除・ 延長保育料免除の算定を行います。なお、ひとり親の方でパートナーがいる場合は、保護者の課税・非課税に関わらずパートナーも算定に含めます。	□
3	税の申告をしていない場合や不備がある場合等で、市民税所得割額が決定されていない方は、副食費免除・ 延長保育料免除の算定に必要な市民税所得割額を最高額に設定しますので、税の申告漏れ等にご注意ください。なお、税の修正申告をした場合は、保育・幼稚園係にご連絡ください。	□
4	提出された書類の内容が事実と異なる場合、決定後でも施設等の利用を取り消すことがあります。また、書類の内容について就労先等に確認することがあります。	□
5	就労、疾病、就学、介護・看護の要件で申込む場合、「週に3日以上」かつ「一日4時間以上」を常態としていることが必要です。	□
6	父母（別居の場合を含む）の保育を必要とする事由を確認できる書類の提出がない場合は、「求職活動」での取り扱いとなり、短時間認定になります。入所月（定期利用開始月）の翌々月の新規入所受付締切日（市公式サイト参照）までに「週に3日以上」かつ「一日4時間以上」の就労の状況がわかる就労証明書を窓口へ提出し、認定変更の手続きを行ってください。間に合わない場合、保育の利用は解除となります。 なお、月途中から要件を変更することはできません。就労要件・標準時間にできるのは、書類を提出した月の翌月一日からです。	□
7	18歳～65歳未満の同居家族全員分の保育を必要とする事由を確認できる書類の提出がない場合や、提出された内容が基準に満たない場合は減点対象となります。	□
8	申込み後及び施設等利用開始後に、家庭状況（勤務先の変更・退職・妊娠出産・転居・離婚・結婚・同居人の変更）や、保育を必要とする事由（就労・疾病・求職等の要件）に変更が生じた場合には、速やかに保育・幼稚園係まで変更を申し出てください。報告が遅れた場合、保育の利用が解除となる可能性があります。	□
9	保育を必要とする事由がなくなった場合には、施設等の利用申込みを取り下げてください。	□
10	食物アレルギー、障害、持病、宗教上の理由等により特別な配慮が必要な場合、申込みをする児童と事前に希望施設を見学し、受入れが可能か確認をしてからの申込みが必須となります。事前に施設との調整なく申込みをした場合、空きがあっても入所が不可となる場合があります。	□
11	申請時点で空きがない施設も申込みは可能です。利用調整の段階で空きができる場合もあるため、希望がある場合には記入していただいて構いません。	□
12	希望施設は自宅からの距離や通勤手段等を考慮し、通える施設のみ記入してください。	□
13	【同一の世帯に身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っている方がいる場合】 入所決定後に手帳のコピーの提出をお願いする場合があります。 また、申込み児童が障害・疾病の対象となる手帳を所持していて、その手帳のコピーを提出した場合、入所審査時の加点対象となります。	□
14	【保護者が保育士資格をお持ちの場合】 保護者が保育士として施設等において従事している、または従事することが内定している場合、保育士資格を証明する書類のコピーをご提出いただくことで、入所審査時の加点対象となります。なお、幼稚園教諭は、加点対象となりません。	□

裏面に続きます

NO	項目	承諾欄
15	【求職要件で申込む場合】 求職要件の期間は短時間での利用です。 入所月（定期利用開始月）の翌々月の新規入所受付締切日（市公式サイト参照）までに、「週に3日以上」かつ「一日4時間以上」の就労とわかる就労証明書を窓口へ提出し、認定変更の手続きを行ってください。間に合わない場合、保育の利用は解除となります。なお、月途中から要件を変更することはできません。就労要件・標準時間に変更できるのは、書類を提出した月の翌月一日からです。 また、入所月（定期利用開始月）を含め3か月以内に就労等の要件を満たさず、認定期間が終わる場合、年度内は求職要件で再度の申込みはできません。	□
16	【育児休業からの復職で申込む場合】 入所月の翌月一日までに復職し、入所月の翌月15日（土・日曜日、祝日の場合は直前の開庁日）までに復職証明書（入所決定後に市から送付）をご提出ください。利用申込みの際に提出した就労証明書の内容（就労時間や日数）が復職証明書の内容と乖離している場合、入所が取消となることがあります。また、期日までに復職証明書の提出がない場合、保育の利用は解除となることがあります。	□
17	【出産要件で申込む場合】 出産予定月と前後2か月の5か月間が対象期間です。もともと就労がなく出産要件でお申込みの場合、最終月末で保育の利用は解除となります。期間後も利用を希望する場合は、解除後に再度新規での申込みとなりますので、継続して利用できない場合があります。	□
18	【内定での審査となる場合】 内定での審査となるのは就労証明書の雇用開始期間が入所申込み日より後で、利用開始希望月の15日までの場合です。雇用開始期間が利用開始希望月の16日以降の場合は、求職要件の点数で審査します。いずれの場合も就労開始後、1か月以内に再度就労証明書の提出が必要です。利用申込みの際に提出した就労証明書の内容と実際の状況に乖離がある場合、入所が取消となることがあります。	□
19	【家庭的保育の利用を希望する場合】 家庭的保育者は短時間での利用のみです。就労等の場合でも標準時間でお使いいただくことはできません。また、事前の見学が必要です。なお、他の保育施設にて兄弟姉妹が標準時間で通園されていた場合、その兄弟姉妹も短時間での利用に変更となります。	□
20	【横田基地にお住いの場合】 横田基地住宅管理課が発行する「PROOF OF RESIDENCY （居住証明書）」を提出してください。羽村エリアにお住いの方のみ、お申込みいただけます。	□
21	【海外収入がある場合、基地内で働いている場合】 海外収入がある場合、就労先が発行する収入の証明書が必要です。基地内で働いている場合にはW-2（wage & tax 米国の給料と納税の明細書）の提出が必要です。提出がない場合、副食費免除・延長保育料免除の算定に必要な市民税所得割額を最高額で設定します。	□
22	【羽村市外から転入予定で申込む場合】 入所希望月の前月末日までに羽村市へ転入（住民票の異動）し、保育・幼稚園係にて転入手続きを行ってください。期日までに転入手続きを行わなかった場合、入所が取消となることがあります。 また、二重在籍防止のため、転入前の自治体に申込状況を情報提供する場合があります。	□
23	【羽村市外の施設を希望する場合　**※転出予定がない方】** 申込みを希望する施設のある自治体の締切1週間前までに、羽村市へ必要書類を提出してください。期日を過ぎて提出された場合、締切までに申込み先自治体へ届かないことがあります。なお、ファックス等、郵送以外の方法で羽村市から申込み先自治体へ書類を送ることはできませんので、余裕を持って提出してください。	□

上記項目について確認、承諾しました。

年　　月　　日　　保護者氏名

24	【マイナンバーについて】　※同意なしの場合、確認書類にてマイナンバーを確認する必要があります。 子ども・子育て支援法施行規則に基づく認定申請等に係る記載事項の個人番号（マイナンバー）について、職権で閲覧することに同意します。

上記項目について確認、同意しました。

年　　月　　日　　保護者氏名